

町の奨学金貸付制度をご活用ください



町では、次代を担う子どもたちや農漁業および商工業の後継者のために、奨学金制度を設けて、活用していただいています。

これから入学シーズンを迎えますが、希望される方は、貸付制度の内容をよくご覧になってお申し込みください。

なお、現在、奨学金制度を利用されている方には、教育委員会から別途、継続手続きのご案内を送付します。

【問い合わせ先】

・教育委員会学校教育課

☎0137-63-3131

・熊石教育事務所

☎01398-2-3111

| 区分 | 項目 | 目的 | 内容 | 対象者・手続き・受付期間 | 種類および金額 | | | | | | | | | |
|-----------|---|---|--|---|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|-------------|------|-------------|---------|-------------|
| 高等学校・大学関係 | 奨学金貸付制度 | 有用な人材育成を目的とし、向学心に燃え能力が充分でありながら、経済的理由により就学困難な高校生・大学生等に奨学金を貸付する。 | <p>【対象者】 八雲町民で高校・高等専門学校・大学（短大含む）および専修学校に在学または進学を希望する者であって成績優秀な者。</p> <p>【手続き・受付期間】 3月末日までに教育委員会に願書を提出してください。願書は、教育委員会、町内の中学校および高等学校にあります。</p> | <p>【奨学金】</p> <table border="0"> <tr> <td>高校生</td> <td>10,000円(月額)</td> </tr> <tr> <td>高専生</td> <td>15,000円(月額)</td> </tr> <tr> <td>大学生・短大生</td> <td>20,000円(月額)</td> </tr> </table> <p>専修学校生</p> <table border="0"> <tr> <td>高等課程</td> <td>10,000円(月額)</td> </tr> <tr> <td>専門・一般課程</td> <td>20,000円(月額)</td> </tr> </table> <p>※卒業後1年据置10年割賦償還</p> | 高校生 | 10,000円(月額) | 高専生 | 15,000円(月額) | 大学生・短大生 | 20,000円(月額) | 高等課程 | 10,000円(月額) | 専門・一般課程 | 20,000円(月額) |
| | 高校生 | 10,000円(月額) | | | | | | | | | | | | |
| 高専生 | 15,000円(月額) | | | | | | | | | | | | | |
| 大学生・短大生 | 20,000円(月額) | | | | | | | | | | | | | |
| 高等課程 | 10,000円(月額) | | | | | | | | | | | | | |
| 専門・一般課程 | 20,000円(月額) | | | | | | | | | | | | | |
| 養成奨学金助成制度 | 八雲町における農漁業および商工業の振興のため、後継者の育成、確保を図るため、助成金を支給する。 | <p>【対象者】 将来、八雲町内で農・漁業の自営を後継しようとする者で、高校の農・水産課程または大学・短大の農・漁業に関する学部・学科に在学または進学予定の者。 また、商工業の後継者で大学・短大に在学または進学予定の者。</p> <p>【手続き・受付期間】 同上</p> | <p>【助成金】</p> <table border="0"> <tr> <td>高校生・高専生</td> <td>10,000円(月額)</td> </tr> <tr> <td>大学生・短大生</td> <td>20,000円(月額)</td> </tr> </table> <p>※卒業後に、補助を受けた2倍の期間を、八雲町内で自営の農漁業および商工業に従事した場合は、奨学金の返還が免除されます。</p> | 高校生・高専生 | 10,000円(月額) | 大学生・短大生 | 20,000円(月額) | | | | | | | |
| 高校生・高専生 | 10,000円(月額) | | | | | | | | | | | | | |
| 大学生・短大生 | 20,000円(月額) | | | | | | | | | | | | | |

病院奨学金貸付制度のお知らせ

町では、看護職員（助産師・看護師・准看護師）を養成する学校に在学または入学しようとする方で、将来、八雲総合病院または八雲町熊石国民健康保険病院において看護職員の業務に従事しようとする方に対して、奨学金を貸し付ける制度を設けています。

【対象者】

助産師、看護師、准看護師を養成する大学、短期大学、看護専門学校等に在学または入学する方

【貸付金額】

◎助産師養成施設に在学する場合
月額100,000円

◎看護師養成施設に在学する場合
八雲総合病院に従事しようとする方
月額60,000円

・熊石国民健康保険病院に従事しようとする方
月額70,000円



◎准看護師養成施設に在学する場合
八雲総合病院に従事しようとする方

・熊石国民健康保険病院に従事しようとする方
月額30,000円
・熊石国民健康保険病院に従事しようとする方
月額50,000円

【貸付期間】

看護職員養成施設の所定の修学期間

【奨学金返還の免除】

八雲総合病院または熊石国民健康保険病院に看護職員として一定期間勤務した場合、奨学金の返還が免除されます。

【問い合わせ先】

・総合病院管理課庶務係

☎0137-63-2185

・熊石国民健康保険病院庶務係

☎01398-2-3555